

ニセコ町水道水源を守る嘆願署名

ニセコ町は、平成25年に正規の売買契約に基づいて取得した土地（水道水源保護地域）について、過去の所有者（今から17年前の4社前の所有者）から無断で売買された土地であることを理由に所有権の返還を求められ、現在裁判で争っています。

この土地は、羊蹄山の麓に位置し、町内で最も給水人口の多い市街地区、人口の約8割、4,000人へ給水する水道水集水区域にある、非常に重要な土地です。この人口8割を支える水を守るため、平成23年5月1日に「ニセコ町水道水源保護条例」「ニセコ町地下水保全条例」を施行し、同年10月5日に専門委員会の審議を経て「水道水源保護地域」にこの土地を指定しました。

上記の条例は、水源及び水質を保護し、人体への健康被害を防ぐことを目的として、水源保護地域に指定された土地について、悪影響を生じさせるおそれのある一定の施設を協議対象施設と定義し、その設置に町長との協議、関係住民等への説明会等を義務付けるもので、地下水保全を目的とした条例では、北海道内で初めて地方自治体が制定しました。さらに、同条例の実効性を担保するため、検察庁とも協議を重ねた罰則付きの条例です。この条例を施行した同時期から、この土地の所有者と協議を重ね、平成25年1月7日に取得することができました。

この土地は、公共の福祉のため、町民の生命と暮らしを守る水源地を保全するための土地であり、買い受けしてから今日までの約12年間「水道水源保護地域」として、開発させない、手を付けない、という活用方法で守ってきた土地です。また、この土地は初めて売買されてから既に17年が経過し、当町が取得し12年が経過している、本町にとって一切落ち度のない、正規な法に則って取得した土地です。

さらに、昨今メディアに取上げられているとおり、羊蹄山の麓において法の規制を超えて無断で開発されている事案が頻発しており、この土地を自治体が所有し水源の管理をすることが、町民から最も求められていることと認識しております。よって、町民の8割の生命の水を守るという社会的意義からも、さらに国民の暮らしを守るという法的意義からも、これらの諸事情をご考慮の上、寛大なご判断を賜りたく、嘆願いたします。

上記ニセコ町の嘆願に賛同し、署名いたします。

名前	住所
オンライン上で入力頂きます	オンライン上で入力頂きます

※同じ世帯、同じ家族でも住所を略さず、ご本人がご署名ください。署名頂いた情報は嘆願目的以外には使用しません。

※この嘆願署名は令和7年（2025年）8月8日よりスタートしています。

※問合せ先：ニセコ町総務課（ニセコ町水道水源を守る嘆願署名担当）0136-56-8834